

# パブリック・コメントの実施について

## 1. 概要

- 第3次総合計画の策定にあたり、「清須市パブリック・コメント手続条例」に基づき、市民への説明責任を果たすとともに、計画案について市民等から広く意見を求めるため、パブリック・コメントを実施します。
- パブリック・コメントの結果を踏まえて、計画案の内容を精査の上、11月に開催予定の第6回清須市総合計画審議会において了承及び答申をいただきます。

※パブリック・コメント… 行政機関が政策の立案等を行う際に、その案に対して広く市民・事業者から意見等を提出していただき、それを考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図るもの。

## 2. 実施期間

令和6年10月1日（火）から10月30日（水）まで（30日間）

## 3. 公表（閲覧）資料

清須市第3次総合計画（案）（序論・基本構想・前期基本計画）

## 4. 閲覧場所

### ○ 公共施設13箇所

市役所（北館3階 企画政策課）、にしびさわやかプラザ、にしび創造センター、西枇杷島福祉センター、清洲市民センター、清洲総合福祉センター、五条川防災センター、カルチバ新川、新川防災センター、新川福祉センター、春日老人福祉センター、春日公民館、市立図書館

- 市ホームページにおいても公表するとともに、広報清須（10月号）でパブリック・コメントの実施を周知

## 5. 閲覧時間

午前8時30分～午後5時15分（閉庁日、休館日を除く）

## 6. 意見提出資格

市内に在住、在勤、在学の方及び事務所又は事業所を有する方

## 7. 意見提出方法

氏名（法人名）及び住所を記入の上、次のとおり提出

（市ホームページ及び閲覧場所に設置してある提出用紙の利用可）

- ① 郵 送 〒452-8569 清須市役所 企画部 企画政策課 宛
- ② F A X 052-400-2963
- ③ メール kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp
- ④ 窓 口 企画政策課（北館3階）
- ⑤ 投 函 各閲覧場所に設置された提出箱

## 8. 提出された意見の取扱い・対応

整理・分類した上で、市の考え方とともに一定期間公開  
（個人情報に関しては公開しない。）